

島根県報

号外第一四九号

平成十五年十二月二十六日

(金曜日)

規 則 目 次

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水産課)

公布された条例等のあらまし

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則(規則第一一〇号)

一 規則の概要

1 さし網漁業、しき網漁業、つけ漁業、固定式さし網漁業、ひき縄釣漁業及びすくい網漁業については、当該漁業ごと及び船舶ごとに漁業の許可を要することとし、あしか漁業については漁業許可の対象から削除した。(第七条関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十六年一月九日から施行することとした。

規 則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百十号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

第四条及び第五条中「別記」を削る。

第七条中「第十号及び第十五号」を「第五号、第六号、第八号から第十号まで及び第十四号から第十六号まで」に改め、同条中第十四号を削り、第十五号を第十四号に、第十六号を第十五号に、第十七号を第十六号とする。

第八条第一項中「第十号及び第十五号」を「第五号、第六号、第八号から第十号まで及び第十四号から第十六号まで」に改め、「別記」を削る。

第九条第三項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第十条中「別記」を削る。

第十三条第一項中「別記」を削り、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十六条第一項中「別記」を削る。

第十七条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「別記」を削る。

第十八条及び第二十条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十一条第二項中「別記」を削る。

第二十二条第一項中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第二十五条第三項中「きく」を「聴く」に改める。

第二十六条第一項中「こえる」を「超える」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第二十七条中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十八条第二項中「きく」を「聴く」に改める。

第三十二条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第三項中「一」を「いずれかに」に改める。

第四十四条第一項の表漁業種類のいか釣漁業の欄中「ち」を「り」に改める。

第四十五条第二項中「別記」を削る。

第四十六条中「こえる」を「超える」に改める。

毎週火・金曜日発行

第四十七条の見出し中「非漁民」を「遊漁者」に改め、同条第五号中「歩行」を削る。
第四十八条第一項中「行なつ」を「行つ」に改め、同条第二項及び第三項中「別記」を削り、同条第六項中「行なつて」を「行つて」に改める。

第四十九条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項及び第五項中「こえない」を「超えない」に改める。

第五十条第一項中「漁業の許可に係る船舶」を「漁業の許可を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

第五十一条第一項中「船舶が」を「漁業者が」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に、「行なつ」を「行つ」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改める。

第五十二条中「行なつ」を「行つ」に、「もつぱら」を「専ら」に改める。
第五十三条第二項を次のように改める。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行つものとする。

- 一 様式第十二号による信号旗Lを掲げる。
- 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行つ。
- 三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行つ。

第五十三条第三項中「長声」を「長音」に、「約四秒から六秒までの音響又はせん光」を「約三秒間継続する吹鳴又は投光」に、「短声」を「短音」に、「約一秒時の音響又はせん光」を「約一秒間継続する吹鳴又は投光」に改める。

第五十六条第一項中「別記」を削る。

第五十七条第一項中「行なつ」を「行つ」に改める。

第五十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

様式第一号から様式第四号までの様式及び様式第七号から様式第十号までの様式中「認

を「辨」に改める。

様式第十二号の備考の2中「~~図表~~」を「~~図表~~」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十六年一月九日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の島根県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）（第七条の規定により許可（旧規則第七条第五号、第六号、第八号、第九号、第十六号及び第十七号の漁業に限る。）を受けている者については、旧規則第十条の規定により当該者に対して交付された許可証に当該者の使用に係る船舶の船名、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数（以下「船舶の船名等」という。）が記載されている場合にあつては、当該許可の有効期間が満了するまでは、この規則による改正後の島根県漁業調整規則（以下「新規則」という。）（第七条の規定により当該船舶ことの許可を受けた者とみなし新規則の規定を適用する。）

3 この規則の施行の際、旧規則第七条の規定により許可（旧規則第七条第五号、第六号、第八号、第九号、第十六号及び第十七号の漁業に限る。）を受けている者であつて、旧規則第十条の規定により当該者に対して交付された許可証に記載された使用船舶の船名等が、現に当該者が使用している船舶の使用船舶の船名等と異なつていないにもかかわらず、旧規則第十九条の規定による許可証の書換え交付を受けるに至つていない者が受けている許可にあつては、前項の規定にかかわらず、この規則の施行日から二月以内においては、なお従前の例によることとし、その者がその期間内に旧規則第十九条の規定により許可証の書換え交付を受けた場合、その者については、当該許可の有効期間が満了するまでは、書換え後の許可証に記載された船舶の船名等につき、新規則第七条の規定により当該船舶ことの許可を受けた者とみなし新規則の規定を適用する。

平成十五年十二月二十六日印刷
平成十五年十二月二十六日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）